

一般社団法人

日本リユース機構

会員規定

第1章 総則

第1条 本規定は一般社団法人 日本リユース機構 運営規約の第2章第4条に従い制定する。

第2章 入会金及び会費

第3条 当法人の入会金及び会費は次の通りとする。

(1)一般会員	1事業所当たり	入会金	5000円	月会費	2000円
(2)特別会員	1法人当たり	入会金	30万円	月会費	3万円

第3章 入会

第4条 当法人へ入会しようとする個人、団体、事業者は、所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の加入審査を受けるものとする。ただし、一般会員から特別会員に移行する場合は、入会申込書を再度提出する必要はない。

第5条 理事会は、前条の者の入会の可否を書面でもって本人に通知する。

第6条 入会が認められた場合は、入会金及び入会の月から翌3月までの月会費を、指定された期日までに納付しなければならない。

第4章 会員の義務

第7条 会員は1年度分の会費を毎4月に一括で支払うものとし、支払方法は指定する口座への振り込みとする。

第8条 会員は、当法人から取得した情報を非会員に譲渡又は転送してはならない。

第5章 退会

第9条 当法人から退会する会員は、退会願を代表理事に提出し、代表理事の受理をもって退会が承認されるものとする。ただし、定款の定める通り、退会願は退会の1ヶ月以上前に提出しなければならない。

第6章 除名

第10条 当法人の社員及び会員が次のいずれか1つに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1)当法人の名誉を毀損したとき。
- (2)当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3)社員及び会員としての義務に違反したとき。
- (4)経費の負担を1年以上怠ったとき。

第7章 会員の特典

第11条 会員は、ファックス又は電子メール等を通じ、以下の情報提供を受けることができる。

- (1)リユース業に係る省庁からの通知等の公的情報
- (2)リユース業に係る法令の審議状況等についての情報

第12条 会員は、以下の事態が発生した際、問題解決及び再発防止のために当法人の協力を受けることができる。

- (1)行政判断への疑問
- (2)行政当局による不当な取り締まり
- (3)盗品の持ち込み

第13条 会員は、ファックス又は電子メール等を通じ、以下の調査に参加できる。

- (1) 公的機関等に発表する業界実態等についてのアンケート調査。
- (2) 公的機関等に伝達する意見、要望等についてのアンケート調査。

第14条 会員は、当法人からリユース事業に係る商品の情報を入手することができる。

第15条 会員は、当法人が行う以下の社会貢献活動及び広報活動等に参加することができる。

- (1) 大地震等の災害時における物資の提供
- (2) リユース業界のイメージアップのための広報活動

第16条 特別会員は、一般会員が本章各条特典を円滑に活用できるよう、本法人の運営に協力することができる。

第8章 附 則

第17条 この規定は、当法人成立の日から発行する。

- 2. この規定は、理事会の議決を経て改訂する。

平成18年 8月 4日 制定

平成18年 8月21日 改訂

平成18年11月15日 改訂

平成19年 4月 1日 改訂

平成21年10月 5日 改訂